

茨城県学校保健主事会規約

第1章 総 則

第1条 この会は茨城県学校保健主事会（茨城県学校保健会規約第7章第2条により保健主事部会）という。

第2条 この会の事務所は会長所在校内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は学校保健の研究とその普及発展のため保健主事の資質向上をはかるをもって目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の研究並びに事業を行う。

1. 保健主事の執務についての研究
2. 学校保健並びに学校安全の研究
3. 学校保健組織並びに運営の研究
4. 保健教育のカリキュラムの研修
5. 保健教育の内容及び指導法の研究
6. 学校保健評価の研究
7. 講習会・研究会の企画と実施

第3章 組 織

第5条 この会は下記の会員をもって組織する。

1. 県内小中高等学校保健主事
2. この会の趣旨に賛同するもの

第6条 この会に下記の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事 長	1 名
副理事長（会計）	1 名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	若干名

前項の外に顧問をおくことができる。

第7条 会長及び副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事、顧問は理事会で選任する。

会長は本会を代表し公務を統括する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

理事長は常任理事及び理事会を代表して本会の会務全般を司る。

副理事長は、理事長を補佐し、庶務・会計等の会務を行う。

常任理事は常任理事会を構成し理事長を補佐し本会の常務を処理する。

監事は本会の会計の状況について監査する。

顧問は会長の諮問に答える。

第8条 理事は次のものを会長が委嘱する。

1. 理事は各支部保健主事会において選出された保健主事の代表（高校はブロックごとに各2名及び小・中学校は支部ごとに小学校・中学校1名）および学識経験のあるもの理事会で推薦されたもの
2. 理事は理事会を構成し重要な事項を審議する。

第9条 役員の任期はすべて茨城県学校保健会に準ずる。（任期2年）

第4章 会 議

第10条 会議は会長が招集する。

総会は毎年1回開催し次のことを行う。但し、会長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

1. 会務報告
2. 研究発表
3. 本会の目的を達成するのに必要な事項

第11条 理事会は次のことを審議する。

1. この会の事業のこと。
2. 予算決算のこと。
3. 会長が必要と認めたこと。

第12条 常任理事会は次のことを決議して執行する。

1. 理事会に提出する議案の作成
2. 理事会より委任された事項
3. 会長、又は理事長が必要と認めた事項

第13条 理事会、常任理事会は各役員の3分の1以上の出席がなければ開くことは出来ない。

第14条 会議の議事は出席者の過半数できめ可否同数の場合は議長が採決する。

第5章 会 計

第15条 この会の経費は次により支弁する。

1. 会費（会費は別の規定により納入する）
2. その他の収入金

第16条 この会の資産は会長が保管する。

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更と解散

第18条 この規約の変更と解散は、理事会で出席者の3分の2以上の同意がなければ変更できない。

第7章 付 則

第19条 この規約は昭和28年2月20日より実施する。

第20条 昭和35年7月 5日一部改正

第21条 昭和40年3月15日一部改正

第22条 昭和42年3月29日一部改正

第7条 昭和50年6月16日一部改正

第6条 平成20年5月 9日一部改正

第7条 平成20年5月 9日一部改正